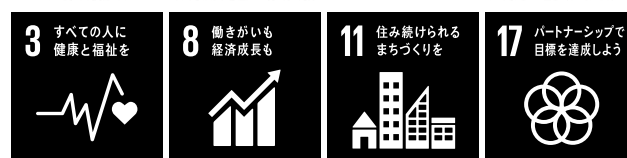


第10章 合理的配慮、障害福祉サービスその他の支援を通じた自立と共生

1 障害のある人の意思決定支援を 踏まえた自己決定の尊重

(③保健) (⑧成長・雇用) (⑪都市) (⑰実施手段)



[現状と課題]

障害のある人が地域で必要な支援を受けながら、自らの意思決定に基づき社会に参加していくことは、障害のある人の自立や共生のまちづくりにつながります。

しかしながら、現実には、意思確認や自己決定が困難な人については、その家族や支援者が本人に代わって決定していることが多く、本人が理解できる工夫や配慮が十分になされていない状況にあります。今後は障害のある人の自己決定を尊重するために、その意思決定支援の質の向上を図っていく必要があります。

また、障害のある人が、合理的配慮の提供や必要とする障害福祉サービス、その他の支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスなどの提供体制の整備を推進する必要があります。

施策	取組内容
共生のまちづくりの実現に向けて、障害のある人の意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重します。	障害福祉サービスを適切に利用できるよう、意思決定支援ガイドラインを普及することにより、障害のある人の意思決定を支援します。
	研修等を通じ、相談支援専門員やサービス管理責任者等の意思決定支援の質の向上に努めます。
	成年後見制度の利用促進を担う中核機関を設置し、成年後見制度などの権利擁護支援の取組み等に関する相談支援体制の整備を図ります。
	自分で判断することが難しい人に対し、安心して生活できるよう、預貯金等の財産管理や契約の締結、障害福祉サービスの利用等に関して成年後見制度を活用し、支援します。
	判断能力に不安のある障害のある人に対し、その人の意向を踏まえた上で、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の援助等を行い、本人が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）の活用を推進します。
	相談支援専門員や関係機関と協議し、意思決定支援体制の構築について検討します。

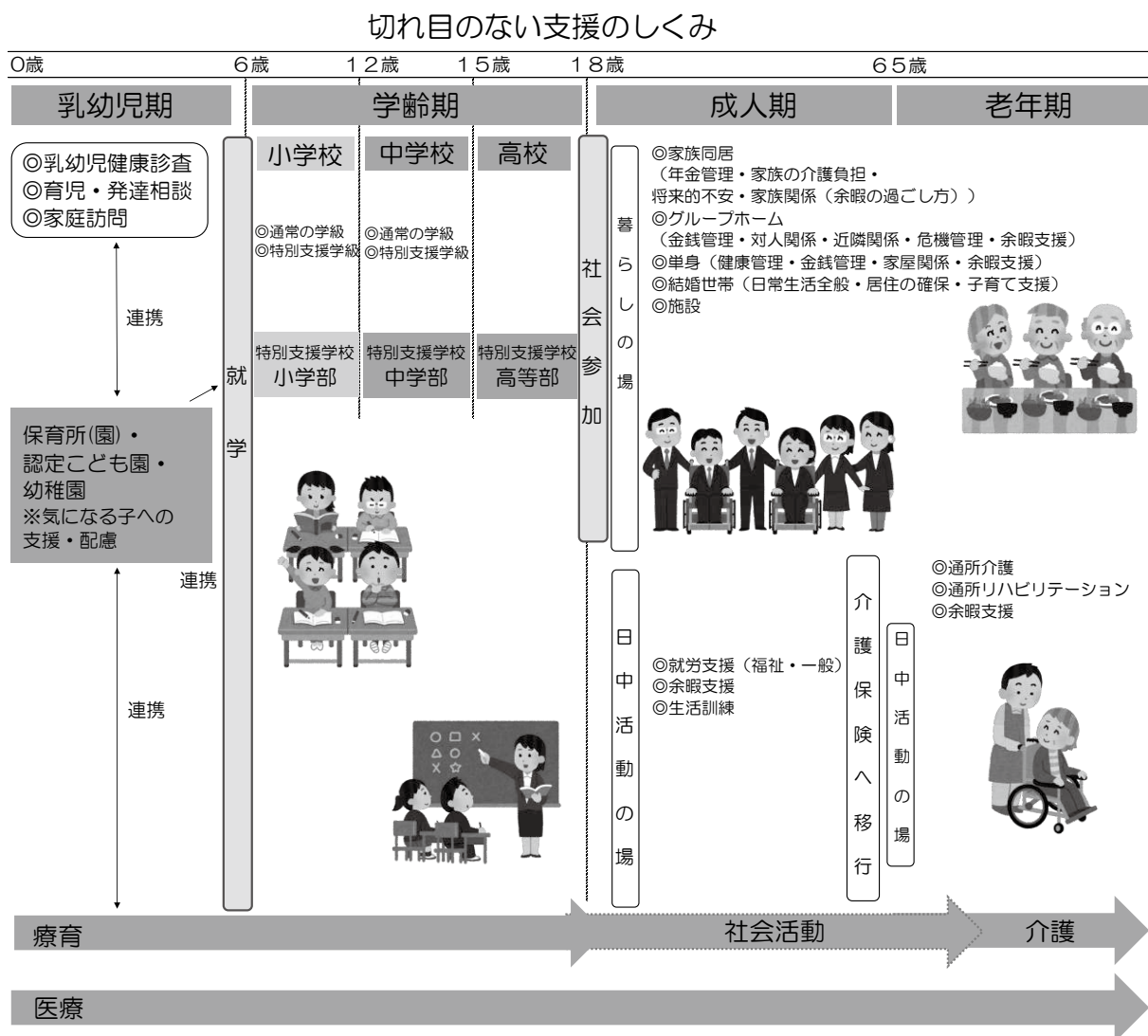
2 年齢や障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

〔現状と課題〕

障害のある人が住み慣れた地域で日常生活や社会生活を営むことは、自身の自立や社会参加の実現につながります。そのためには、生活を支える障害福祉サービスや障害児通所支援等の福祉サービスの提供体制を整備し、充実を図ることが不可欠です。

平成25(2013)年4月に施行された障害者総合支援法における福祉サービスでは、18歳、65歳などの節目の年齢で適用される法律の変更に伴い、適用されるサービスも変更となります。そのため、環境の変化に対応できずに支援が途切れる場合もあり、障害のある人がひきこもる、孤立してしまうといった事例も少なくありません。

そのため、介護保険サービスへのスムーズな移行のための体制づくりや、障害のある子どもの就学時や卒業時における円滑な移行に向けた支援につながる体制を整備することが必要です。年齢や障害種別、居住地等に関わらず、障害のある人がその人らしく地域で安心して生活ができるよう個々に必要な支援を考えていく必要があります。



施策	取組内容
障害のある人が基本的人権を享有する個人として日常生活や社会生活を営むことができるよう、個々のニーズや実態に応じ、自立や社会参加につながる障害福祉サービスを提供します。	ア 訪問系サービス 居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護など イ 日中活動系サービス 療養介護、生活介護、短期入所（ショートステイ） ウ 施設系サービス 施設入所支援 エ 居住系サービス 共同生活援助（グループホーム）等 オ 訓練系・就労系サービス 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援等 カ 相談支援 計画相談、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援 キ 障害のある子どもに対するサービス 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等 ク 補装具 義肢、装具、車いす、座位保持装置、歩行器、補聴器、視覚障害者安全杖などの購入・修理等 ケ 自立支援医療 更生医療、育成医療、精神障害者通院医療 コ 地域生活支援事業 移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス、地域活動支援センター事業、意思疎通支援事業、日常生活用具の給付等
年齢やライフステージの変化等を見据え、途切れることのない支援をします。	保護者の「気づき」の段階から丁寧に配慮された発達支援や家族を含めた全体的な支援のほか、関係機関の緊密な連携による継続的な支援を行います。 障害のある子どもが学齢期から成人期へ移行する中で、進学や就労等の際、自身の特性を理解し自己決定ができるよう、本人や家族に対して情報提供やカウンセリング等の適切な支援を行います。 障害のある人本人や家族の意向を十分に尊重した上で、障害福祉サービスと介護保険サービスとの連携により、柔軟で効果的なサービスを支給します。 65歳以降も変わらぬ環境で本人にあった支援が得られるよう、介護保険と障害福祉サービスを同一の事業所で一体的に提供することができる共生型サービスを推進します。

施策	取組内容
居住地に関わらず障害福祉サービス等の利用ができるようサービスの均一化に努めます。	白山ろく地域の地域特性による課題を整理し、障害福祉サービス等が利用しやすくなるよう継続して協議します。

3 相談支援の体制の充実・強化

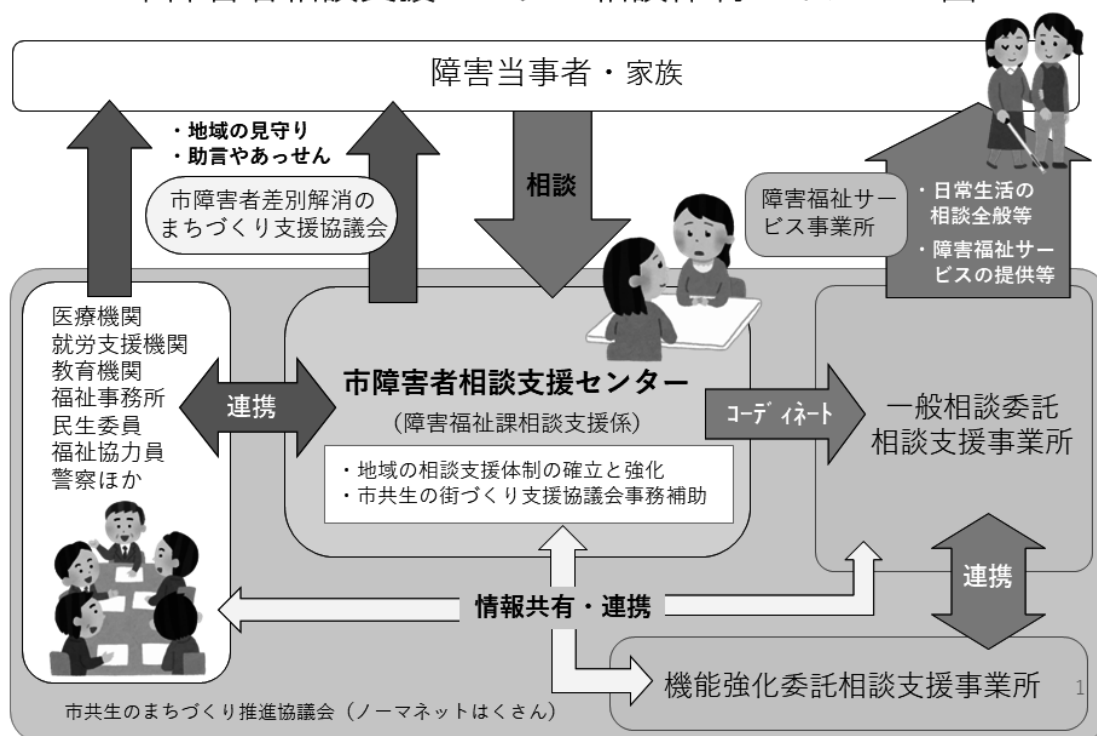
【現状と課題】

近年「8050問題」「ひきこもり」「老老介護」「親亡き後」等、障害のある人だけではなく、その家族全体に支援が必要となり相談内容も多様化しています。本市においても今後ますます相談件数が増加していくことが予想されます。

障害のある人が地域で生活する上で様々な不安や課題があり、障害者相談支援センターや1か所の相談支援事業所だけでは解決できない支援困難ケースが多くなってきています。本市の相談支援の中核としての役割を担う障害者相談支援センターは、多様化する支援ニーズや制度の狭間のニーズ等に応えられるよう重層的な支援体制や相談支援機能の強化を図っていく必要があります。

また、本市の特性として、白山ろく地域における社会資源の不足により、その地域に住む人たちが身近なところで相談できる専門の窓口がないという現状があります。地域特性にも対応できる相談支援体制の整備が必要となります。特に、相談やサービス利用の調整等を行う相談支援専門員の確保や育成、資質の向上が課題となっています。

市障害者相談支援センター相談体制 イメージ図



施策	取組内容
地域の実態等を踏まえ、重層的相談支援体制を構築します。	日常的な相談から福祉サービスや権利擁護まで多様な相談を受け止め、丁寧に傾聴することで「断らない相談体制」の充実を図ります。
	障害のある人やその家族が抱える複合的な課題を把握し、多様化する支援ニーズ等に応えられるよう関係機関との連携を強化し、適切な保健や医療、福祉サービスにつなげていきます。
	相談支援事業者は、サービス等利用計画の作成にあたり、利用者の状態や希望を勘案し、連続性と一貫性を持った福祉サービスや相談支援が提供できるよう総合的な調整を行います。
	相談支援事業者は、サービス利用者の生活状況を定期的に確認し、必要に応じ福祉サービスの見直しを行います。
	市や相談支援事業者等は、相談支援の充実を図るため、以下の取組みを行います。
	ア 障害のある人やその家族等からの相談に応じる体制の整備
	イ サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の確保及び育成
	ウ 個別事例における専門的な指導や助言
	エ 障害福祉サービスや相談支援等の社会的基盤の整備状況の検討
	オ 障害のある人の権利擁護や虐待防止
	カ 長期入院者や施設入所者の地域移行・地域定着のための病院等への働きかけ
	キ 地域課題解決に向けた取り組みを行う白山市共生のまちづくり推進協議会（通称「ノーマネットはくさん」）の運営
	ク 身近な相談窓口の周知
	障害者相談支援センターにおいて、各機関に対し専門的な指導・助言を行うほか、人材育成や地域生活支援拠点等、各種機能の更なる強化・充実を図ります。
	24時間いつでも対応できる相談支援体制を強化し、緊急時に迅速な対応ができるよう体制を整備します。
	白山ろく地域における特性や実態、課題等を把握した相談員を複数配置するなど、障害のある人やその家族が身近なところで相談支援が受けられるようにします。
発達障害のある人に対する支援を充実します。	発達相談センターにおいて、発達障害やその状態にある当事者やその家族に対し、どのライフステージにおいても専門性を活かした発達相談を行うとともに、関係機関と切れ目なく連携します。
	発達障害についての正しい知識を広めるため、様々な対象者に応じた研修の企画や啓発を推進します。
	発達障害のある人や家族が孤立しないよう、地域ぐるみで支え合うための交流促進を図ります。

4 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制の整備

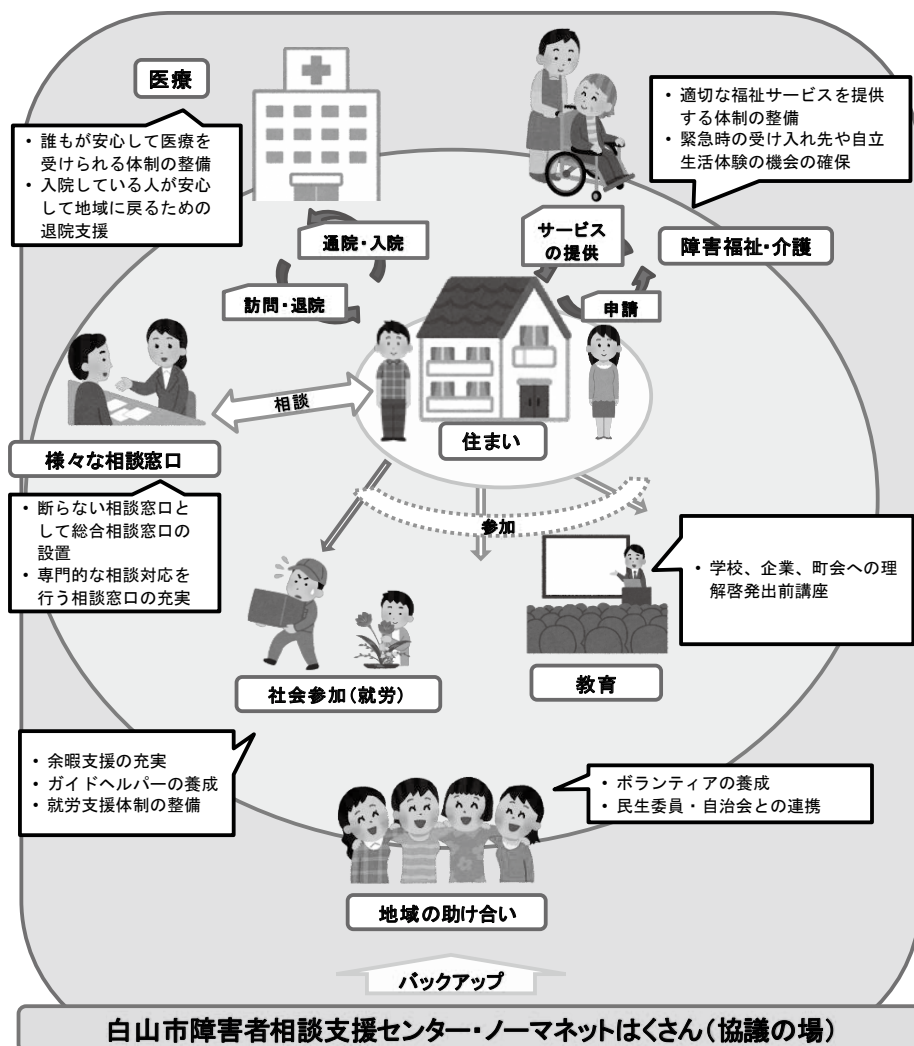
【現状と課題】

障害のある人が自ら望む場所で自分らしく安心して暮らすためには、障害のある人の生活を地域全体で支える地域づくりや環境整備を図っていく必要があります。

なかでも、長期間入院や施設入所している障害のある人の地域生活への移行については、地域での生活体験などを踏まえ、障害のある人に寄り添い、本人の意思や希望を尊重しながら支援を行うことが重要です。具体的に必要とされる支援としては、障害のある人の希望に沿った住まいの確保、医療提供体制の充実、訪問による相談支援、宿泊体験等、多岐にわたっており、なかでもグループホーム等の障害福祉サービスの充実や、賃貸住宅を容易に利用できるようにするなど、住まいの確保のための仕組みづくりが課題となっています。

また、地域生活の定着については、地域生活を継続していくための居宅訪問や連絡体制の構築、緊急時に一時的に滞在できる体制の整備などが必要です。障害福祉サービス事業所においても、重度の障害のある人や医療的ケアが必要な人への対応が求められています。

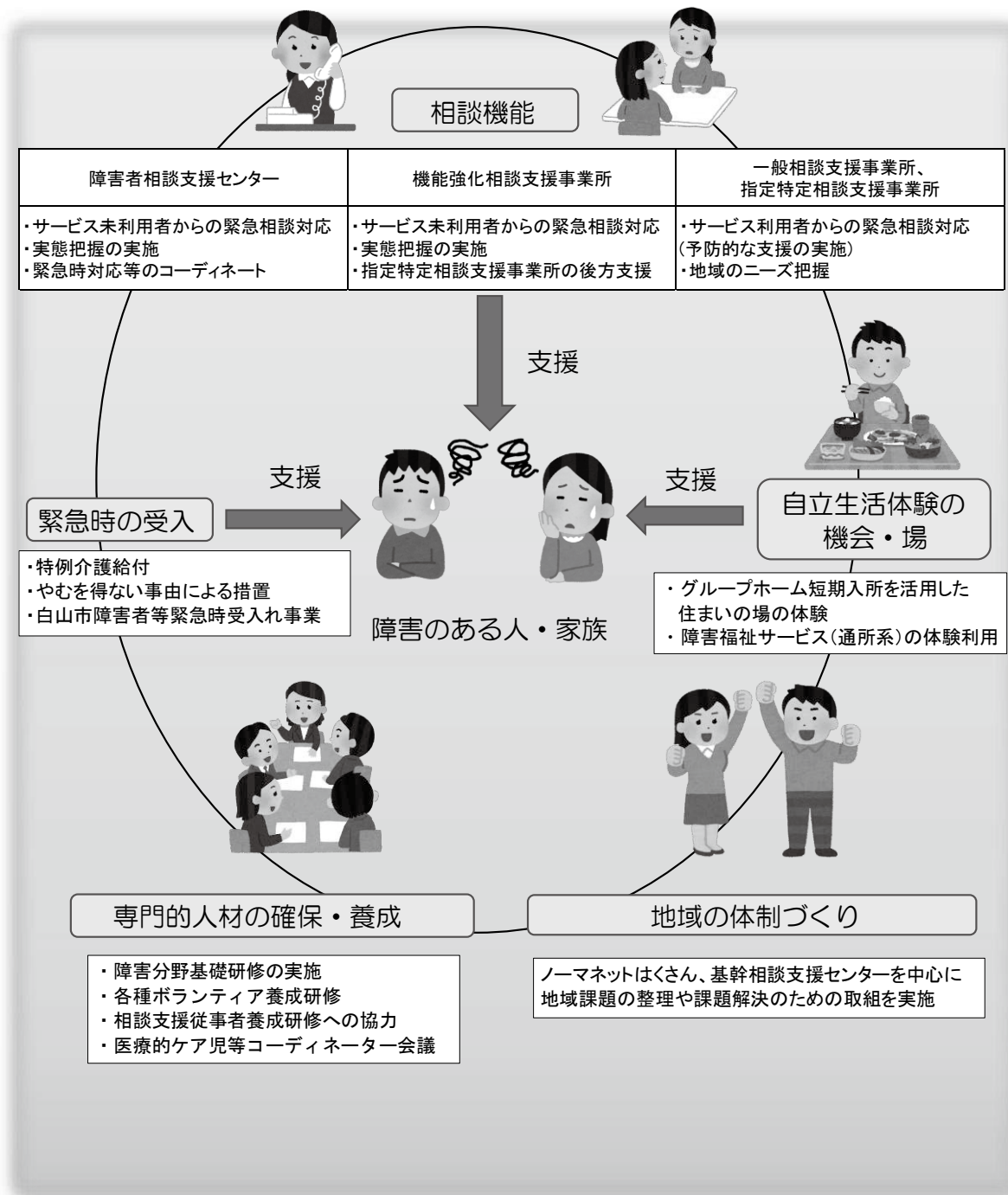
そのほか、障害のある人が地域で就労し、自立した生活を送るには、その支えとなる就労移行支援事業所が市内に充足していない状況にあるため、福祉就労から一般就労へのスムーズな移行や定着のための適切な支援に結びつかないという課題があります。



施策	取組内容
地域生活への移行や地域定着のための支援体制を整備します。	病院入院者または施設入所者へのサービス等利用計画の作成や計画の実施状況等の把握・検証を行い、地域生活への移行のための支援に対するニーズを把握します。
	病院や障害者支援施設に入院または入所している人の数等を勘案し、計画的に地域移行支援に必要なサービスの提供体制の整備やグループホーム等の適正数の確保を図ります。
	障害のある人が病院や障害者支援施設から地域生活へ移行・定着ができ、住み慣れた地域で生活できるよう、関係機関が連携し、自立生活援助や地域定着支援に係るサービス提供体制の充実を図ります。 【成果目標①】 ＊施設入所者の地域生活への移行① 地域移行者数：令和４年度末施設入所者の６％以上 令和８年度末における地域生活に移行する人（福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業などを利用して、グループホーム、一般住宅などに移行する人）の目標値を設定します。 当該目標の設定にあたっては、令和４年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを目標とします。 【成果目標②】 ＊施設入所者の地域生活への移行② 施設入所者数：令和４年度末の５％以上削減 令和８年度末の施設入所者数を令和４年度末時点の施設入所者数から５％以上削減することを目標とします。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築します。	精神に障害のある人について、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を推進するとともに、新たに入院する人が１年以上の長期入院とならないよう、また退院後も安定した地域生活が送れるよう支援の充実を図ります。そのために地域の支援者が早期から病院と連携し、地域における保健、医療、福祉の一体的な取組みを行い、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組みを推進します。
	精神に障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、協議の場において、保健、医療、福祉関係者（病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる者、福祉関係者）と協議し、障害のある人やその家族が安心して地域生活を送れるよう、環境の整備と支援の充実を図ります。

施策	取組内容
安心感のある地域生活の実現のために、緊急時にも対応できる地域生活支援拠点の機能を強化します。	【成果目標①】 ＊地域生活支援の充実① 障害者の地域生活への移行支援及び地域生活支援の充実を図るため、令和8年度末までの間に地域生活支援拠点等の5つの機能の充実を強化します。 ①相談（地域移行、親元からの自立等） ・24時間対応できる相談支援体制を構築します。 ②自立生活体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等） ・障害のある人が自立した生活を送れるよう、体験できる場を構築します。 ③緊急時の受け入れ（短期入所の利便性・対応力の向上等） ・緊急時の受け入れや宿泊ができる施設を確保します。 ④専門的人材の確保・養成 ・障害者相談支援センターにおいて、研修会の開催など人材育成に努めます。 ⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等） ・障害者相談支援センターを中心に、相談支援事業所、緊急時受け入れ施設、関係機関による協議を定期的を開催し、障害の重い人や医療的ケアが必要な人にも対応できるよう、必要な資源の確保と連携体制の構築を図ります。 【成果目標②】 ＊地域生活支援の充実② 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターを配置し、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築します。 【成果目標③】 ＊地域生活支援の充実③ 支援の実績等を踏まえ地域生活支援拠点等の運用状況を年1回以上、評価・検討します。 ・鶴来、白山ろく、松任、美川の各地域において、地域生活支援拠点が円滑に機能するよう継続的に評価・検討を実施していきます。 ・地域生活支援拠点は、障害のある人の高齢化やその親亡き後、親元からの自立も見据え、障害のある人の入所施設から地域生活への移行、地域との交流機会を充実するなど、地域に開かれたものとなるよう広く周知をします。 ※地域において障害のある人が安心して自立した生活を送れるよう、地域の社会資源を最大限に活用し、柔軟にサービスを提供します。

施策	取組内容
安心感のある地域生活の実現のために、緊急時にも対応できる地域生活支援拠点の機能を強化します。(つづき)	【成果目標④】 * 地域生活支援の充実④ 強度行動障害を有する障害のある人の支援体制の構築 令和8年度末までに、強度行動障害を有する障害のある人の状況や必要とされる支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の構築を図ります。



施策	取組内容
福祉施設から一般就労への移行、定着を推進します。	一般就労への移行支援を強化するために、市内における新たな就労移行支援事業所の確保に向けて、法人等へ事業所設置を働きかけます。
	就労定着につながるよう、障害のある人の障害特性等にあった就労とのマッチングを図っていきます。
	通勤手段がないことを理由に就労ができない状況にならないよう企業等と連携し、障害のある人の通勤手段について検討します。
	就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援を活用し、福祉施設から一般就労への移行、定着等の課題に対応するサービス提供体制を整備します。
	福祉施設から一般就労への移行、定着のために、就労移行支援、就労定着支援の利用者に対して、障害福祉サービス事業所の個別支援計画に基づき、定期的に本人への聞き取り、評価を行い、支援内容を充実させます。
	【成果目標①】 ＊福祉施設から一般就労への移行① 一般就労への移行者数：令和３年度の１.２８倍以上 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和８年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定します。当該目標値の設定に当たっては、令和３年度の一般就労への移行実績の１.２８倍以上とすることを目標とします。 【成果目標②】 ＊福祉就労から一般就労への移行② 就労移行支援事業の目標値：１.３１倍以上 就労移行支援事業の目標値については、令和８年度中に令和３年度の一般就労の移行実績の１.３１倍以上とすることを目標とします。 【成果目標③】 ＊福祉就労から一般就労への移行③ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が５割以上の事業所を令和８年度中に全体の５割以上にします。

施策	取組内容
福祉施設から一般就労への移行、定着を推進します。(つづき)	【成果目標④】 ＊福祉就労から一般就労への移行④ 就労継続支援A型事業の目標値：1.29倍以上 就労継続支援A型事業の目標値については、令和8年度中に令和3年度の一般就労の移行実績の1.29倍以上とすることを目標とします。 【成果目標⑤】 ＊福祉就労から一般就労への移行⑤ 就労継続支援B型事業の目標値：1.28倍以上 就労継続支援B型事業の目標値については、令和8年度中に令和3年度の一般就労の移行実績の1.28倍以上とすることを目標とします。 【成果目標⑥】 ＊福祉施設から一般就労への移行⑥ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 就労定着支援事業の目標値については、令和8年度中に令和3年度の一般就労の移行実績の1.41倍以上とすることを目標とします。 【成果目標⑦】 ＊福祉施設から一般就労への移行⑦ 就労定着支援事業の就労定着率：就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を令和8年度中に全体の2割5分以上にすることを目標とします。

5 障害のある子どもの地域での健やかな育ちのための発達支援

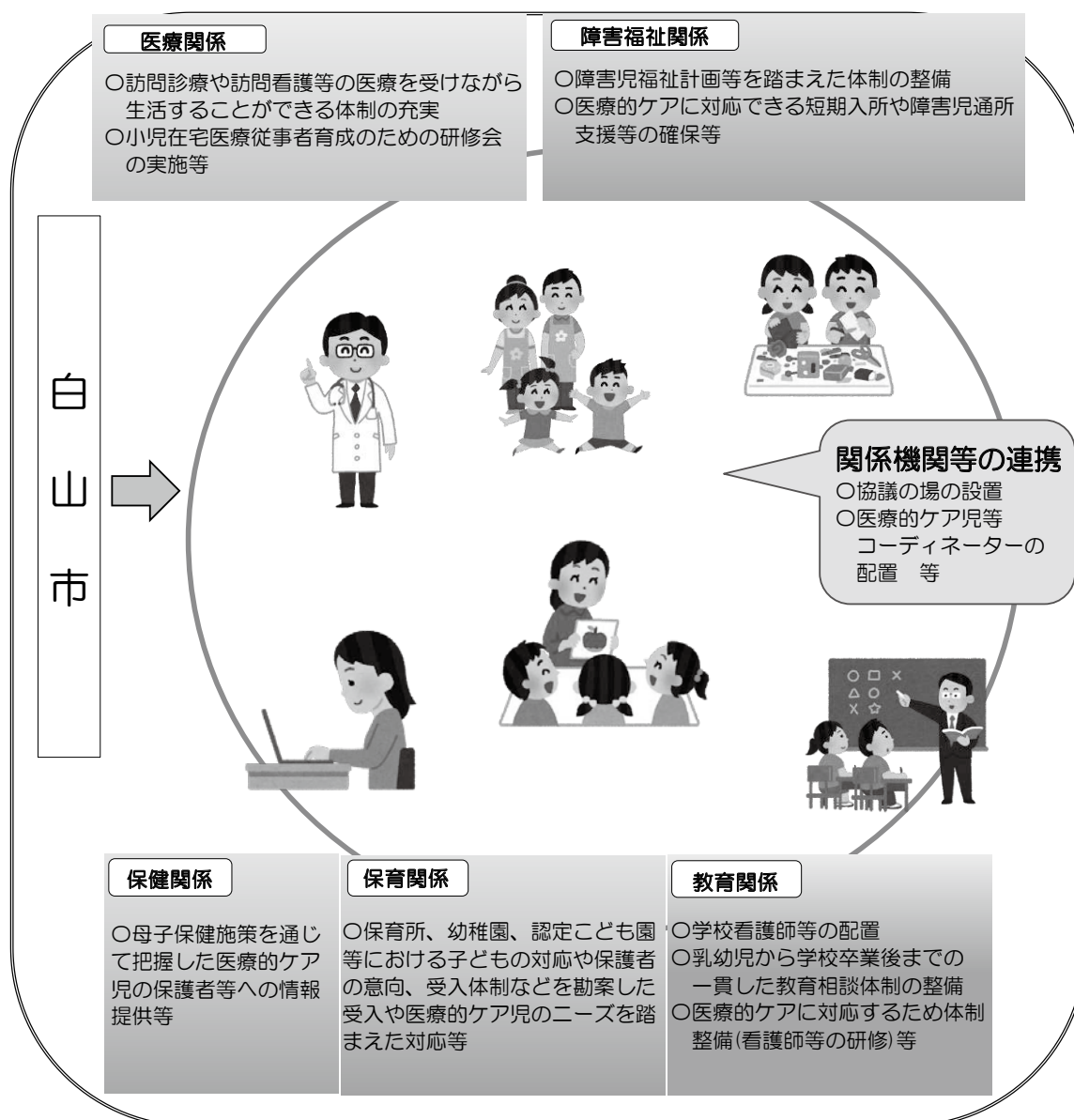
[現状と課題]

本市では、保育士の加配や保育所等訪問支援事業の利用等により、障害のある子どもが地域の保育所や認定こども園などで、適切な保育を安心して受けられるよう、保育の環境作りへの配慮に努めています。

しかしながら、近年は障害のある子どもへの身体の機能訓練や学習支援のニーズの高まりにより、本人や家族が望むサービスが十分に提供できていない状況にあります。

また、重度の障害や疾病等により事業所への通所が困難なために、自宅での生活を余儀なくされている障害のある子どもへの発達支援についても十分にいき届いていない状況にあります。

たんの吸引やインスリン皮下注射などの医療的ケアが必要な子どもが年々増加している中、医療的ケアが必要な子どもが地域での生活を継続していくために必要な看護師やヘルパーが不足しており、希望する福祉サービスの利用が難しいということが課題となっています。



施策	取組内容
地域で支援する体制を構築します。	障害のある子どもの特性やライフステージごとのニーズに応じ、地域における支援体制の整備を推進します。
	児童発達支援センターでは、児童発達支援や保育所等訪問支援、障害児相談支援等を行っています。今後も他の障害児通所支援事業所等と緊密な連携を図り、児童発達支援体制を強化します。
	障害のある子どもの支援については、母子保健、子育て、発達相談、教育や障害福祉等の行政内の関係課において、常に連携がとれる支援体制を維持し、地域との連携体制も充実します。
関係機関が連携し、支援します。	保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て機関と緊密に連携することにより、支援が必要な児童に対して早期対応を図り、専門的な視点から支援します。
	障害のある子どもへの関わり方などについて、保育所等訪問支援事業や特別支援学校の専門相談員派遣事業の活用により、保育所や認定こども園、小中学校等の指導者に対し指導や助言等の支援の充実を図ります。
乳幼児期から学齢期への切れ目のない育ちの場を確保します。	保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害のある子どもの受け入れ体制の整備を促進します。
	保育所等訪問支援を活用し、地域の保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、小学校等の育ちの場における支援体制を整備します。 乳幼児期から学齢期までの子どもの健やかな育ちを支えるために、保護者に対して就学や進級に関する相談の場を提供するとともに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関によるケース会議等を開催し、より一層充実した連携体制を整備します。
	教育と地域の連携により、高等学校卒業後の18歳以降もその人にふさわしい環境に円滑に移行できるよう支援を継続します。

施策	取組内容
特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制を充実します。	【成果目標①】 ＊障害児支援の提供体制の整備等① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害のある子どもの地域社会への参加の支援と包容的な保育の推進 令和8年度末までに、児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等による保育所等訪問支援等を活用しながら、障害のある子どもの地域社会への参加を支援し、包容的な保育を推進する体制の構築を目指します。 【成果目標②】 ＊障害児支援の提供体制の整備等② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、令和8年度末までに、重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市内に2か所以上確保します。
医療的ケアが必要な子どもが希望する支援を受けられるよう支援体制を充実します。	医療的ケア児が地域で必要な支援を十分に受けられるよう、支援の充実を図ります。 医療的ケアに対応できる事業所、看護師やヘルパーが不足しているため、必要なサービスが提供できる体制の整備に向けて、関係機関へ働きかけるなど、確保に努めます。 医療的ケア児への支援の充実に向けて、関係機関との協議を定期的に行います。 ・医療的ケア児等コーディネーターによる情報共有を定期的に行い、ケース検討や支援体制の確認を行います。 【成果目標③】 ＊障害児支援の提供体制の整備等③ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

6 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取り組み

[現状と課題]

障害福祉サービスや障害児通所支援等を提供する事業所は、障害のある人が地域で自立し、日常生活を過ごすための支援を行う重要な施設です。

障害のある人が地域で安全に安心して過ごすためには、地域に開かれた施設として、普段から地域住民や企業、団体等と緊密な関係を構築し、サービス利用者の安全確保に向けた取り組みを進めることが求められます。

また、近年多発している災害時に備え、地域の消防団や近隣住民と連携しながら、支援体制の構築を図る必要があります。

施策	取組内容
災害対策にもつながる日常的な地域とのつながりを構築します。	日頃からの地域との交流が災害時の安全確保につながることを、障害福祉サービスや障害児通所支援等を提供する事業所に周知徹底します。
	日頃から地域住民が障害のある人との関わりを深め、防災訓練等において障害のある人も一緒に参加できる体制づくりを行うよう、町内会等に働きかけます。
	障害福祉サービス事業所等での福祉避難所の認定やその役割について周知を図り、施設利用者の安全確保を考慮した災害対策に努めます。
	町内会や企業、団体等に対して、災害発生時における避難所などの環境整備や障害のある人への合理的配慮の提供について働きかけます。

7 障害福祉に携わる人材の確保・育成・定着

[現状と課題]

質の高い障害福祉サービスや障害福祉に関する事業を将来にわたって安定的に提供していくためには、障害福祉サービス事業所等で働く人材の確保、育成、定着について十分に支援していく必要があります。

本市では特に、外出支援や居宅介護のヘルパー、医療的ケアを行う看護師等が不足しており、障害のある人やその家族が必要な時に必要なサービスが得られない状況にあり、課題となっています。

行政、障害福祉サービス事業所、大学等が連携を深め、福祉を学ぶ人に積極的に情報提供を行い、交流会等を開催し、障害福祉分野における若手人材の確保を図る必要があります。

また、職場の定着率を高めるために、サービス従事者のための研修会の実施、処遇改善や職場環境の改善に関係者が協力して取り組む必要があります。

施策	取組内容
障害のある人に対し、高い人権意識と専門性を持った人が対応できる事業所等を整備します。	障害のある人の人権を尊重し、その人に適した対応や支援ができる能力を身につけられるよう、従事者向けの学習会や研修会等を開催します。 関係機関に対し、障害のある人への適切な対応や合理的配慮等の学習のために研修会などへの参加を促し、当事者理解を深めます。
障害のある人が抱える問題に対して、専門的に対応できる人材の養成に努めます。	障害福祉サービスの利用者やその家族が抱える問題に対して、相談支援専門員等が継続的に寄り添って対応できるよう、障害者相談支援センターや機能強化委託相談支援事業所を中心に専門的な指導や助言を行い資質向上に努めます。
専門性を持った人が働きやすい体制を構築します。	障害福祉サービス等を提供する事業所等に対して、労働法規遵守の徹底を呼びかけるとともに、処遇や職場環境等の課題解決に向けた協議のできる体制を構築します。
障害福祉の仕事について周知啓発をします。	大学等と連携を図りながら、福祉を学ぶ人と行政、障害福祉サービス事業所等との交流等を通じて、障害福祉の仕事について積極的な情報提供を行い、この仕事の魅力や意義を発信していきます。

見込量と今後の方策

(1) 成果目標

指標	単位	現状値	目標値	
		令和4年度	令和8年度	
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標				
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行				
成果目標① 地域移行者数 (施設入所者数6%以上を地域生活へ移行)	人	2	16	
成果目標② 施設入所者数	人	127	115	
2 地域生活支援の充実				
成果目標① 地域生活支援拠点等の整備	か所	1	1	
成果目標② コーディネーターの配置	人	9	9	
成果目標③ 運用状況の検証・検討	回	1	1	
成果目標④ 強度行動障害を有する障害のある人の支援体制の構築				
状況や支援ニーズの把握	か所	0	1	
支援体制の整備	か所	0	1	
3 福祉施設から一般就労への移行等				
成果目標① 一般就労への移行者数（1.28倍以上）	人	25	32	
成果目標② 就労移行支援事業（1.31倍以上）	人	20	26	
成果目標③ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所数（全体の5割以上とすること）	か所	1	1	
成果目標④ 就労継続支援A型（1.29倍以上）	人	4	5	
成果目標⑤ 就労継続支援B型（1.28倍以上）	人	1	2	
成果目標⑥ 就労定着支援事業の利用者数（就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の内、7割が就労定着支援事業を利用すること）	人	9	11	
成果目標⑦ 就労定着支援事業の就労定着率（就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上）	%	80	80	
4 障害児支援の提供体制の整備等				
成果目標① 児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容の推進				
児童発達支援センター	か所	1	1	
保育所等訪問支援等の活用	か所	1	2	
成果目標② 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保				
児童発達支援事業所	か所	1	2	
放課後等デイサービス事業所	か所	1	2	
成果目標③ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置				
協議の場	回数	3	3	
コーディネーター	人	4	5	
5 相談支援体制の充実・強化等				
成果目標① 基幹相談支援センターの設置	か所	1	1	

(2) 障害福祉サービス

1 訪問系サービス

期別		実績値			見込量		
サービス名		R3年度	R4年度	R5年度（見込）	R6年度	R7年度	R8年度
		3月の利用者(人)			3月の利用者(人)		
		3月の利用量(h)			3月の利用量(h)		
		現状・課題			今後の方策		
訪問系サービス	居宅介護	85	89	91	93	95	97
		1,614	1,599	1,647	1,683	1,719	1,755
	重度訪問介護	2	1	1	1	1	1
		695	602	602	602	602	602
	同行援護	22	23	23	23	23	23
		282	355	359	363	367	371
	行動援護	7	6	6	6	6	6
		199	181	181	181	181	181
	重度障害者等包括支援	—	—	—	0	0	1
		—	—	—	0	0	5
	備考				平成30年度～令和4年度までの平均伸び率を前年実績に乗じて算出しています。近年、変動のないものは、令和4年度実績を据え置いています。		
	居宅介護	朝や夕方の時間に利用が集中し、サービスの確保が困難となっています。また、夜間帯のサービス提供も人員が不足しています。			ヘルパーの不足により、利用希望時間に応じられない状況にあります。人材の確保・育成が必要です。		
	重度訪問介護	常時見守りや介助が必要な重度の障害がある人の支援を行っています。サービスを提供する事業所が不足しています。			複数の事業所による連携体制を構築することで、人員の不足をカバーしていく必要があります。		
	同行援護	ガイドヘルパーの人員不足から、利用者の希望通りにサービス提供できないことがあります。人員確保のために、令和5年度から白山市でも同行援護従事者養成研修を実施しています。			同行援護従事者養成研修を実施し、人員の確保に努めます。		
	行動援護	行動障害が顕著なため、マンツーマンでの対応が必要な人への支援を行っています。家族が疲弊しているケースが多くあります。また、対応できる事業所も少ない状況です。			複数の事業所による連携体制を構築することで、人員の不足をカバーしていく必要があります。		
	重度障害者等包括支援				ニーズを確認し、必要に応じて事業所に働きかけ、サービスの提供体制を整えます。		

2 日中活動系サービス

期別		実績値			見込量		
サービス名		R3年度	R4年度	R5年度（見込）	R6年度	R7年度	R8年度
		3月の利用者(人)			3月の利用者(人)		
		3月の利用量(日)			3月の利用量(日)		
		現状・課題			今後の方策		
日中活動系サービス	生活介護	266	266	271	276	281	286
		5,361	5,478	5,623	5,772	5,925	6,082
		・医療的ケアに対応できる事業所が不足しています。			・医療的ケアの必要な人の受入れができるよう、介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修受講を障害福祉サービス事業所に働きかけます。		
	自立訓練 (機能訓練)	5	5	5	5	5	5
		28	38	38	38	38	38
		サービスを提供できる事業所が、市内にはなく、近隣市町を含めても1か所のみであり、不足している状況です。			・利用ニーズに対応できるよう、作業療法士・理学療法士が在籍している市内障害福祉サービス事業所にサービス実施を働きかけます。 ・介護保険に該当する障害者は、介護保険の通所リハビリテーションにスムーズに移行できるよう対応します。		
	就労選択支援	—	—	—	—	1	1
		—	—	—	—	5	5
					ニーズを確認し、必要に応じて市内事業所へ働きかけ、サービスの提供体制を整えます。		
	自立訓練 (生活訓練)	9	5	6	8	10	13
		110	79	109	150	206	284
		社会との関わりを持つことが苦手な人に対し、コミュニケーションスキルを高めるための支援を実施している傾向にあります。			サービス利用者が着実にステップアップし、社会生活を安心して営むことができるよう支援します。		
	就労移行支援	21	19	23	28	34	41
		296	261	293	329	370	416
		・市内に就労移行支援事業所が開設され、利用者が増加傾向にあります。 ・就労移行支援を利用して一般就労を目指す人は増加傾向にあります。			サービス利用によって得られる効果等の理解を促し、効果的な利用につながるよう努めます。		
	就労継続支援 (A型)	186	187	200	214	228	243
3,635		3,769	4,070	4,395	4,746	5,125	
・障害福祉サービス事業所の無い地域があり、通所が困難な状況にある人がいます。 ・就労継続支援A型の利用者は増加傾向にあります。			・通所が困難な人のための送迎等について、関係機関と検討していきます。 ・一般就労移行につなげるため、支援内容の充実を図るよう、障害福祉サービス事業所及び相談支援専門員に働きかけます。				
就労継続支援 (B型)	305	319	333	348	363	379	
	5,349	5,704	6,020	6,354	6,706	7,078	
	・コロナ禍以降、在宅利用が増加傾向にあり、ひきこもりの人の利用も増加しています。 ・65歳以上の人の利用者も増加傾向にあり、介護保険への移行又は併給の見極めが必要な人が増えています。			作業能力や環境への適合を踏まえ、介護保険への移行に努めるなど、サービス支給の適正化に努めます。			
備考							
平成30年度～令和4年度までの平均伸び率を前年実績に乗じて算出しています。近年、変動のないものは、令和4年度実績を据え置いています。							

期別		実績値			見込量		
サービス名		R3年度	R4年度	R5年度（見込）	R6年度	R7年度	R8年度
		3月の利用者(人)			3月の利用者(人)		
		3月の利用量(日)			3月の利用量(日)		
		現状・課題			今後の方策		
日中活動系サービス	就労定着支援	5	8	8	8	8	8
		5	14	14	14	14	14
		・就労定着支援の利用者の多くは、就労状況の維持ができていない状況です。 ・就労のマッチングに関する支援が不十分で、定着できずに退職する人もいます。			・企業に対し、障害の特性や業務上必要な合理的配慮についての理解啓発を行い、就労者が適切な支援を得られるよう努めます。 ・相談支援を通じ仕事や生活面の課題を把握し、就労定着を図ります。		
	療養介護	18	19	19	19	19	19
		558	581	589	589	589	589
		・利用人数はほぼ横ばいで推移しています。 ・施設入所者で医療依存度が高い重症心身障害者が療養介護に移行するケースがあります。			利用対象者が、確実にサービスを利用することができるよう、医療機関と連携を図ります。		
	短期入所（福祉型）	25	38	42	47	52	58
		95	136	153	172	193	217
		・家族のレスパイトのために定期利用する場合や、家族が急用のために利用する場合もあります。急な対応ができる障害者支援施設等が少ない状況です。 ・市内の短期入所事業所の受入れ可能人数が少なく、利用状況によっては、市内の事業所を利用できない場合があります。			市内の短期入所事業所が利用しやすくなるよう、事業所に柔軟な受入れを行うよう働きかけます。		
	短期入所（医療型）	2	2	2	2	2	2
		23	16	17	18	19	20
		市内に医療型の短期入所事業所が少なく、また職員体制の課題から、医療的ケアの必要な人は市外の事業所を利用することがほとんどです。			・医療的ケアの必要な人の受入れができるよう、介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修受講を障害福祉サービス事業所に働きかけます。 ・医療的ケアの従事者増のため、実地研修受け入れの協力を要請します。		
	備考						
	令和元年度～令和4年度までの平均伸び率を前年実績に乗じて算出しています。						

3 居住系サービス

期別		実績値			見込量		
サービス名		R3年度	R4年度	R5年度（見込）	R6年度	R7年度	R8年度
		3月の利用者(人)			3月の利用者(人)		
		3月の利用量(日)			3月の利用量(日)		
		現状・課題			今後の方策		
居住系サービス	自立生活援助	0	0	0	1	2	2
		0	0	0	10	16	16
		グループホームを出てひとり暮らしする人等の支援に有用であるサービスですが、現在、サービスを提供する事業所が市内にはありません。			ニーズを確認し、必要に応じて市内相談支援事業所へ働きかけ、サービスの提供体制を整えます。		
	共同生活援助	169	195	206	217	229	242
		4,842	5,682	5,682	5,773	5,865	5,959
		年々利用者数が増加しており、市外のグループホームを利用する人も多くいます。特に市内ではアパート型や重度障害に対応できるグループホームが不足しています。			今後も利用者の増加が見込まれます。多様なニーズに対応できるよう市内の事業所等に働きかけ、グループホームの充実化を図ります。		
	施設入所支援	125	123	122	123	119	115
		3,831	3,747	3,749	3,751	3,753	3,755
		施設入所者数は横ばいです。退所する人の多くは死亡又は入院によるものです。地域生活への移行が進んでいない状況です。			地域生活支援拠点等の充実など、親亡き後等も含め、地域で安心して暮らせる体制の整備に努めます。		
	備考						
平成30年度～令和4年度までの平均伸び率を前年実績に乗じて算出しています。なお自立生活援助はサービス提供事業者が市内にできた場合の推測値です。							

4 相談系サービス

期別		実績値			見込量		
サービス名		R3年度	R4年度	R5年度（見込）	R6年度	R7年度	R8年度
		年間利用者(人)			年間利用者(人)		
		現状・課題			今後の方策		
相談系サービス	計画相談支援	983	1,034	1,081	1,131	1,183	1,237
		サービス利用者は増加していますが、相談支援専門員の人数は横ばいであり、1人あたりの担当件数が増えています。			・引き続き、相談支援専門員の支援の質の向上を目的に情報共有や事例検討会を実施します。 ・相談支援事業所開設について、障害福祉サービス事業所に働きかけていきます。		
	地域移行支援	8	1	3	5	7	9
		地域移行支援・地域定着支援会議を開催し、モデル事例をふまえて、サービス提供のあり方を検討しています。令和4年度はコロナの影響もあり利用者数が減少しました。			精神科病院、入所施設と連携し、現状把握及び地域移行推進の取組みを協議していきます。徐々にコロナ前の水準まで利用者数を戻していけるよう地域移行を推進します。		
	地域定着支援	3	2	1	2	3	4
		地域移行支援・地域定着支援会議を開催し、サービス提供のあり方を検討しています。地域移行先が市外のグループホームであることが多く、定着支援につながりにくい現状があります。			親亡き後等、今後環境の変化による地域定着支援の利用が必要になるケースが増加する見込みです。 また、地域移行先として多様な選択肢が持てるよう、地域移行支援のあり方を検討します。		
備考							
計画相談支援は平成30年度～令和4年度までの平均伸び率を前年実績に乗じて算出しています。地域移行支援、地域定着支援はコロナ前の水準に徐々に戻していくように目標値として設定しています。							

5 障害児系サービス

期別		実績値			見込量		
サービス名		R3年度	R4年度	R5年度（見込）	R6年度	R7年度	R8年度
		3月の利用者(人)			3月の利用者(人)		
		3月の利用量(日)			3月の利用量(日)		
		現状・課題			今後の方策		
障害児系サービス	児童発達支援	33	39	40	41	42	43
		343	363	381	400	420	441
		・低年齢のため手帳の取得に至らず、医師の診断書を基にサービスを利用する障害のある子どもが増えています。 ・認定こども園・幼稚園等に通いつつ、専門的な療育を受けるために児童発達支援を利用する子どもが増えています。			利用希望者の状況を把握し、障害の特性に合わせた適切な療育ができるよう、障害児通所支援事業所等、相談支援専門員とサービス調整を行っていきます。		
	放課後等デイサービス	232	263	303	349	402	463
		3,217	3,730	4,489	5,403	6,503	7,827
		障害の特性によって、地域の放課後児童クラブの利用ができなくなり、放課後等デイサービスを利用する子どもが年々増加しています。			利用希望者の状況を把握し、障害の特性に合わせた適切な療育ができるよう、障害児通所支援事業所等、相談支援専門員とサービス調整を行っていきます。		
	保育所等訪問支援	0	1	1	1	2	3
		0	1	3	3	6	9
		必要に応じて支援者会議を開催しているため、サービスとしての利用は少ない状況にあります。			保育所や学校等の教育機関と連携しながら、障害の特性を理解し、さらに教育環境を整備できるよう努めます。		
	訪問型児童発達支援	0	0	0	1	1	1
		0	0	0	8	8	8
		平成30年度からの新規サービスで、令和4年度までのサービス利用実績はありません。			医療的ケア児への療育が実施できるよう、障害児通所支援事業所、相談支援専門員、保健、医療等との連携に努めます。		
	障害児相談支援	年間利用者（人）			年間利用者（人）		
		292	337	372	410	452	498
		・児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者が増加していることに伴い、相談件数も増加しています。 ・市発達相談センター、子ども総合相談室でサービス利用が必要と判断し、申請に至るケースが年々増えています。			障害のある子どもの状況を確認しながら、家族や相談支援専門員、その他関係機関と連携し、適切なサービスが提供できるよう努めます。		
	医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人数（人）			人数（人）		
		3	3	4	4	5	5
		・平成27年度から「白山市小中学校医療的ケア介護者支援事業」を実施しています。 ・白山市の医療的ケアの資源を協議・検討する場として、医療的ケア支援関係者会議を、個別の支援・コーディネーターのスキルアップの場として医療的ケア児等コーディネーター会議を開催しています。			・医療的ケア児に関するコーディネーター研修を受けた相談支援専門員がコーディネーターを担い、サービス調整を行います。 ・左記記載の会議を受け、医療的ケア児等の支援体制の強化に努めます。		
備考							
令和元年度～令和4年度までの平均伸び率を前年実績に乗じて算出しています。							

6 地域生活支援事業（必須事業）

期別		実績値			見込量		
サービス名		R3年度	R4年度	R5年度（見込）	R6年度	R7年度	R8年度
		数量ほか			数量ほか		
		現状・課題			今後の方策		
必須事業	理解促進 研修・啓発 事業	有・無			有・無		
		有	有	有	有	有	有
		・白山市共生のまちづくり条例や障害のある人への理解啓発を目的に研修会や出前講座、イベントを開催しています。 ・イベントでの体験コーナーを通じて、市民の障害者理解を推進していく必要があります。			イベントや出前講座等の開催を通じて、市民が障害のある人や共生について考えるきっかけの機会を増やし、共生社会の実現を推進します。		
	自発的活動 支援事業	有・無			有・無		
		有	有	有	有	有	有
		・障害のある人同士の意見交換や情報共有の場を設け、活動の支援をしています。 ・障害のある人と住民等が合理的配慮等について意見交換ができる機会を設け、共生社会についての理解を深めています。			障害のある人と住民等による自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を推進します。		
	相談支援 事業 （基幹相談支援センター等機能強化事業）	有・無			有・無		
		有	有	有	有	有	有
		障害福祉課内に白山市障害者相談支援センター（基幹相談支援センター）を設置し、専門職を配置しています。また、一部の機能を5つの機能強化相談支援事業所に委託し、白山市障害者相談支援センターと協働して実施しています。			引き続き機能強化委託相談支援事業所と協力しながら、指定特定相談支援事業所の後方支援や各種会議・研修、共生のまちづくり推進協議会事務局等の機能を担い、相談支援体制の中核的な役割を担います。		
	成年後見制度 利用支援事業	年間利用者（人）			年間利用者（人）		
		3	3	4	4	4	4
		・親族からの成年後見制度の利用に関する相談支援を実施しています。 ・申立者不在の障害のある人に対し、親族調査や市長申立を実施しています。			・障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の相談体制を充実させます。 ・申立者不在の場合は市長申立を検討し、実施します。		
	手話通訳 派遣事業 （意思疎通 支援事業）	派遣員登録者（人）			派遣員登録者（人）		
		年間派遣件数（件）			年間派遣件数（件）		
		年間実利用者（人）			年間実利用者（人）		
		42	45	42	45	46	47
		339	367	385	385	405	425
		31	26	28	28	28	28
		・手話通訳者の派遣等を行い、聴覚障害者と聴覚障害者に関わる人との意思疎通の円滑化を図っています。 ・病院受診時の派遣申請が多くを占めていますが、昼間に稼働できる手話通訳者が少ない状況です。			市開催の手話奉仕員養成講座修了者に対し、フォローアップ講座を開催することにより石川県主催の手話通訳者養成講座受講を働きかけ、手話通訳者増を図ります。		

必須事業	要約筆記派遣事業 (意思疎通支援事業)	派遣員登録者(人)			派遣員登録者(人)		
		年間派遣件数(件)			年間派遣件数(件)		
		年間実利用者(人)			年間実利用者(人)		
		R3年度	R4年度	R5年度(見込)	R6年度	R7年度	R8年度
		27	26	26	27	28	29
		104	94	131	140	150	160
		9	6	8	8	8	8
		- 要約筆記者の派遣等を行い、難聴者と難聴者に関わる人との意思疎通の円滑化を図っています。 - 病院受診時の派遣申請が多くを占めていますが、昼間に稼働できる要約筆記者が少ない状況です。			昼間に稼働可能な要約筆記者を増やすため、市開催の聴覚に障害のある人へのコミュニケーション支援講座修了者に対して、県主催の要約筆記者養成講座受講を働きかけます。		
	日常生活用具給付等事業	年間利用件数(件)			年間利用件数(件)		
		2	6	4	4	4	4
		介護・訓練支援用具 下肢及び体幹障害のある人を主な対象としており、「自己の残存機能の廃用防止」「自助活動(起居動作・立上り)支援」「介助者支援」を目的に給付しています。対象とならない障害でも、支援が必要となるケースがあります。			日常生活対象用具の性能を再確認し、対象となる障害や程度について検討し、利用ニーズに応じた給付とします。		
		年間利用件数(件)			年間利用件数(件)		
		17	7	12	12	12	12
		自立生活支援用具 高齢化やひとり暮らし、日中独居等、様々な生活面における課題があります。			日常生活の中での生活のしづらさを想定した上で支援用具を検討し、給付をします。		
		年間利用件数(件)			年間利用件数(件)		
		12	34	23	23	23	23
		在宅療養等支援用具 - 呼吸機能に障害のある人は、医師が必要と認めた人を対象に給付しています。 - 障害の原因となる疾病が増加しており、給付件数の増加が見込まれます。			入院患者の在宅移行を視野に、医療機関等と連携し、より迅速な給付に努めます。		
		年間利用件数(件)			年間利用件数(件)		
		15	13	14	14	14	14
		情報・意思疎通支援用具 情報機器の機能向上等により、視覚や聴覚等に障害のある人でも情報の取得がしやすくなることが想定されます。			情報機器の機能向上に見合った給付となるよう、利用ニーズに応じた給付とします。		
		年間利用件数(件)			年間利用件数(件)		
		2,008	2,298	2,308	2,318	2,328	2,338
		排泄管理支援用具 障害の原因となる疾病が増加しており、今後も給付件数の増加が見込まれます。			給付事務の効率化に努め、より迅速な給付に努めます。		

必須事業	日常生活用具 給付等事業	住宅改修費	年間利用件数（件）			年間利用件数（件）		
			3	6	3	3	3	3
			障害のある人の支援内容や居宅環境を調査し、適正な給付を行っています。			・在宅支援型住宅リフォーム制度と合わせ、制度を周知していきます。 ・介護保険給付が優先するため、給付件数は横ばいになると見込まれます。		
	手話奉仕員 養成研修事業		受講者（人）			受講者（人）		
			16	19	26	26	26	26
			・聴覚障害者のコミュニケーション支援や交流活動ができる人を養成するために、初歩的な手話の習得を目指します。 ・受講生は中年～高齢者が多い傾向です。			若い世代の受講者を増やすため、共生フェスタ等のイベントや手話動画の配信により広く市民に周知していきます。		
	移動支援事業		年間実利用者（人）			年間実利用者（人）		
			月平均利用時間(h)			月平均利用時間(h)		
			受託事業所（箇所）			受託事業所（箇所）		
			217	220	222	224	226	228
			1,874	1,757	1,998	2,016	2,034	2,052
			35	34	34	35	35	35
			・週末の余暇活動としての利用のほか、日中活動後、家族の帰宅時間までをヘルパーと外出して過ごすサービスとしても利用されています。 ・新型コロナウイルス感染症に伴う外出の自粛等により、利用時間が減少していましたが、今後は増加していくことが予想されます。			・タ方の利用に集中する傾向があるため、ヘルパーの調整がつかず、利用できない場合があります。知的障害者ガイドヘルパー養成講座の受講等、人材育成にも努めます。 ・利用が集中する時間帯については、別のサービスを利用するなど、個別に検討を行います。		
	地域活動 支援センター I型事業(市外)		事業所（箇所）			事業所（箇所）		
			3	3	3	3	3	3
			金沢市、野々市市、かほく市と協定を締結し、市内の地域活動支援センターの利用を確保しています。			地域生活支援のために、創作活動や生産活動の機会を提供し、引き続き利用しやすい環境づくりに努めます。		
	地域活動 支援センター 事業(市内)		事業所（箇所）			事業所（箇所）		
			2	2	2	2	2	2
			市内に地域活動支援センターを2か所設置し、障害のある人の相談及び日中活動の場を確保しています。【対象者】主に精神に障害のある人向け1事業所、聴覚に障害がある人向け1事業所			地域生活支援のために、創作活動や生産活動の機会を提供し、引き続き利用しやすい環境づくりに努めます。		

7 地域生活支援事業（任意事業）

期別			実績値			見込量		
サービス名			R3年度	R4年度	R5年度（見込）	R6年度	R7年度	R8年度
			数量ほか			数量ほか		
			現状・課題			今後の方策		
			利用者（人）			利用者（人）		
任意事業	日常生活支援	福祉ホーム	5	5	5	5	5	5
			市民が他市の福祉ホームに入所しているため、福祉ホーム運営費補助事業に係る協定を締結し、費用の一部を負担しています。			家庭環境等により、居宅での生活が困難な障害のある人に、居室や日常生活に必要なサービス等を提供します。		
		訪問入浴サービス	年間実利用者（人）			年間実利用者（人）		
			受託事業所（箇所）			受託事業所（箇所）		
			2	2	2	2	2	2
			2	2	2	2	2	2
			年間実利用者については、令和元年度から令和2年度は3人、令和3年度からは2人とほぼ横ばいの状況が続いています。			利用ニーズに応じて、障害福祉サービス事業所等と連携しながら、サービスを提供していきます。		
		生活訓練	年間実利用者（人）			年間実利用者（人）		
			利用日数（日）			利用日数（日）		
			372	73	80	85	85	85
			203	101	101	105	105	105
			令和3年10月に、地域活動支援センター「あさがおハウス」が開設し、聴覚に障害のある人の生活訓練等があさがおハウスに移行しました。令和4年度以降は、視覚に障害のある人の生活訓練の年間実利用者、利用日数となっています。			視覚に障害のある人に対して、日常生活で必要な情報を提供するほか、点字や歩行等の訓練、福祉機器の使用方法等の相談を継続して開催します。		
		日中一時支援	年間実利用者（人）			年間実利用者（人）		
			受託事業所（箇所）			受託事業所（箇所）		
			108	109	110	112	112	112
			17	18	18	19	19	19
			利用者数、利用日数ともにほぼ横ばいとなっており、新型コロナウイルス感染症による影響はあまり見られないようです。			新型コロナウイルス感染症による利用の影響は見られないものの、今後は介護をしている家族の高齢化や就労等により、利用の増加が見込まれます。		
	社会参加	レクリエーション活動等支援	参加者（人）			参加者（人）		
			0	104	120	120	120	120
			令和3年度は新型コロナウイルス感染症に伴い、県障害者スポーツ大会、ふれあいスポーツ大会ともに中止になりましたが、令和4年度は競技ごとに開催日時を分散したり、開催時間の短縮を図りました。			令和4年度からふれあいスポーツ大会の競技種目をバラスポーツであるボッチャに変更しました。参加者からも好評であったため、引き続き、ふれあいスポーツ大会ではボッチャを行います。		
		芸術文化活動振興	受講者（人）			受講者（人）		
			185	233	260	280	280	280
			芸術文化に関する教室の受講者は年度によって増減はありますが、全体的に増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響はあまり見られないようです。			障害のある人の社会参加、芸術文化活動を推進するため、障害者手帳取得時において、チラシを配布する等周知に努めます。		
		点字・声の広報等発行	発行件数（件）			発行件数（件）		
			806	718	752	769	769	769
			点訳・音訳版の市広報等の作成のほか、新型コロナウイルスワクチン接種案内についても点訳・音訳版を作成し、視覚に障害のある人へ案内しました。			新規の視覚障害者手帳取得者に対し、音訳サンプルやチラシを手帳交付時に渡す等、音訳や点訳について引き続き情報提供を行います。		

期別			実績値			見込量		
サービス名			R3年度	R4年度	R5年度（見込）	R6年度	R7年度	R8年度
			数量ほか			数量ほか		
			現状・課題			今後の方策		
			受講者（人）			受講者（人）		
任意事業	社会参加	音訳・点訳等 奉仕員養成研修	22	26	33	35	35	35
			新型コロナウイルス感染症の影響は見られませんが、受講者数が少人数で横ばいの状況が続いており、ボランティアの養成・確保が課題となっています。			受講者数が低迷している状況が続いているため、研修の周知啓発が必要です。研修受講後は、ボランティアサークルに所属し、経験を積むことになります。		
		自動車運転免許 取得助成事業	給付件数（件）			給付件数（件）		
			0	0	1	1	1	1
		自動車改造費 助成事業	給付件数（件）			給付件数（件）		
			2	0	2	2	2	2
		介助者用自動車 改造費助成事業	令和4年度の給付件数は0件でしたが、それ以外の年度はほぼ横ばいです。			障害のある人の社会参加促進と自立した生活の実現のために、制度の周知を図ります。		
			給付件数（件）			給付件数（件）		
			4	0	4	4	4	4
			令和4年度の給付件数は0件でしたが、それ以外の年度はほぼ横ばいです。			障害のある人の社会参加促進と自立した生活の実現のために、制度の周知を図ります。		

(3) その他活動指標

○発達障害者等に対する支援

種類	R6年度	R7年度	R8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	0 人	0 人	0 人
ペアレントメンターの人数	0 人	0 人	0 人
ピアサポートの活動への参加人数	18 人	18 人	18 人

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	R6年度	R7年度	R8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6 回	6 回	6 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	15 人	15 人	15 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	6 回	6 回	6 回
精神障害者の地域移行支援	10 人	10 人	10 人
精神障害者の地域定着支援	5 人	5 人	5 人
精神障害者の共同生活援助	40 人	40 人	40 人
精神障害者の自立生活援助	0 人	0 人	0 人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	8 人	10 人	13 人

○相談支援体制の充実・強化のための取組

種類		R6年度	R7年度	R8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	800 件	800 件	800 件
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	12 件	12 件	12 件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	50 回	50 回	50 回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	12 回	12 回	12 回
	主任相談支援専門員の配置数	5人	5人	5人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善		実施回数	実施回数	実施回数
		1回	1回	1回

○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

種類	R6年度	R7年度	R8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	参加人数	参加人数	参加人数
	10人	10人	10人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	共有回数	共有回数	共有回数
	1回	1回	1回

